

Press Release

山形労働局 発表
平成 28 年 8 月 10 日 (水)

報道関係者 各位

担 当	山形労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 布川 健一
	賃金指導官 久保田 幸信
	TEL 023-624-8224 FAX 023-624-8345

—山形地方最低賃金審議会答申— 山形県最低賃金を 21 円引上げ、時間額 717 円に

山形地方最低賃金審議会（会長：山上^{やまかみ} 朗^{あきら}）は、8 月 10 日（水）現行の山形県最低賃金（696 円）を 21 円引上げ（引上げ率 3.02%）、時間額 717 円に改正するよう山形労働局長（局長：相浦^{あいうらりょうじ} 亮司）に答申を行った。

今後、山形労働局は、答申内容の公示を行い、その後発効の手続きを経て、最短で 10 月 6 日から効力が発生する予定。

なお、引上げ額 21 円は、最低賃金が時間額設定となった平成 14 年（2002 年）以降で、最大の引上げ額・引上げ率となる。

また、この改正により影響する人数は、山形労働局が毎年行っている県内小規模事業場を対象とした調査結果より 7,000 人程度と推計している。

山形地方最低賃金審議会は、本年 7 月 5 日 山形労働局長から「山形県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、去る 7 月 28 日に中央最低賃金審議会から示された目安（山形県の場合 21 円引き上げ）を参考にしつつ、諸般の事情等を総合的に勘案し、慎重に審議され答申がまとめられたものである。

【参考】山形県最低賃金改正状況（平成 24 年～）

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成 24 年度	654 円	7 円	1.08%
平成 25 年度	665 円	11 円	1.68%
平成 26 年度	680 円	15 円	2.26%
平成 27 年度	696 円	16 円	2.35%
平成 28 年度	717 円	21 円	3.02%